

消 防 災 第 150 号  
令和元年 12 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公 印 省 略)

### 地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

昨年の北海道胆振東部地震や本年 9 月の台風第 15 号により大規模で長期の停電が発生するなど、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところです。

今回の調査結果では、前回調査した平成 30 年 6 月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村があるほか、整備されている団体であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼動しないおそれのある団体がみられました。

また、電源が整備されていても、稼働時間が 24 時間に満たない団体があり、停電の長期化への対応にも課題が残されています。

ついては、下記事項にご留意いただくとともに、貴管内市町村に対しても、早急に非常用電源の整備等が進むよう、必要な助言等を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、貴管内市町村の取組の現状や貴都道府県による支援等について、今後、年度内にヒアリングを実施する予定であること、現在国で実施中の令和元年台風第 15 号・19 号等を踏まえた検証の中間取りまとめ等を踏まえ、改めて通知を行うことを申し添えます。

### 記

#### 1 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

#### 2 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当）において、「72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼動可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策

の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

### 3 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。

### 4 緊急防災・減災事業債の活用について

既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

担当	消防庁国民保護・防災部防災課
	震災対策専門官 津田 徹
	震災対策係長 木村 義寛
	事務官 高桑 夏海
	電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535